

「北本市開発行為等の指導に関する要綱第16条関係」

駐車場及び駐輪場設置基準

計画建築物の用途	自動車	自転車・バイク
戸建住宅	1戸に1台以上	必要に応じて確保する
共同住宅・長屋	1世帯に1台以上	1世帯に1台以上
その他	来客数に対応し算定した台数	来客数に対応し算定した台数

備考

- 1 戸建住宅以外で、特別な理由により事業区域内に駐車場が確保できない場合は、必要台数の50パーセントまでを事業区域外（近隣地）で対応することができる。
- 2 駐車場の台数、位置等詳細については、市と協議する。

附 則

この基準は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。